

寿都湾

議会だより

No. 148 平成23年2月

発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成22年 第4回定例会

平成22年第4回定例会は、12月21日招集され、町長の行政報告の後、意見案8件、平成21年度各会計の決算認定8件、条例の制定1件、単行議案1件、22年度各会計補正予算4件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

●水産漁獲高

平成22年度の水揚げ状況に

ついてご報告いたします。

漁業情勢は内外とも環境が一段と厳しさを増している中で、地域経済を担う漁協における水揚げ状況は、ホッケ、ナマコが昨年に引

き続き好漁に恵まれ、また、ホタテについても大幅な単価アップにより、全体生産の支えとなりました。

漁業生産計画は、漁獲高13億2千万円に対し、11月末現在の総取扱高は15億789万円の実績で、達成率114%となっており、すでに計画の水準に達しています。

魚種別の特徴を見ますと、コウナゴについては漁

の前半は低調な水準でありましたが、漁期半ばから後半にかけて好漁が続き、数量では328トンと前年度を144トン上回りましたが、単価割れが生じたことから、金額では対前年比94・6%となっておりです。

秋サケ漁は近年低迷が続いており、前年度の低水準をさらに下回り、金額では6千820万円、対前年比81・9%となっております。

ホッケについては、数量では前年度より若干の



12月22日に寿都町市街地整備事業報告会が「みなとま〜れ寿都」で開催されました。



落ち込みを見せたものの、単価では高水準に推移した結果、金額においては4億4千760万円、対前年比152・4%の増となっており、主力魚種としてトップの座を維持している状況であります。

ナマコ漁は、前年対比97・6%とほぼ横並びの数量となっておりますが、市況は好転し過去最高の高値で取引されるなど、金額では対前年比の141%の4億2千564万円となっております。

イカ漁については、外来船の入港増を期待していたところでありましたが、夏場

の高水温の影響も加わり漁場が分散し、数量及び金額ともに対前年比110%台と若干の伸びを見せるにとどまっております。

また、ホタテ貝養殖については、青森県などで夏場の猛暑の影響により、高水温被害で減産を余儀なくされた地域も多く、その反動により単価が対前年比152%増となったことにより、生産金額は5千12万円と前年度より886万円の増額となっております。

管内的にも漁業情勢が総じて厳しい環境下におかれている中にあつても、漁協の財務改善計画は順調に推移し、今期についても12月末の決算状況が約2千万円の当期利益が見込まれる状況となっており、経済事業全体における平成22年度の収支状況は黒字となることを含め、報告とします。

●主要作物作柄状況

今年は、春先の低温による雪解けの遅れと、7月末の大雨や異常気象による夏場の高温と気象変動が激しい年であり、農作物の生育に大きく影響を受けましたが、各農家の適正な管理により、全般的には平年並みの状況でありました。



水稲につきましては、春先の低温により苗の生育が遅れ、非常に心配しておりましたが、6月から7月にかけての好天により作柄は回復し、平年並みまで取り戻すことができました。

馬鈴しょにつきましては、春先の低温により植え

付け作業が平年より遅れ心配されましたが、ほぼ平年並みであります。

また、長いもにつきましては、馬鈴しょ同様に生育にやや遅れが生じておりましたが、その後回復しほぼ平年並みとなつているところであります。

●風力発電事業

「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」共に異常気象による風況の低下は若干ありましたが、順調に稼働している状況であり、今後も引き続き適正な保守管理に努めて参ります。

また、昨年から新たに事業着手しております、「風太風力第2発電所建設事業」につきましては、基礎工事も終了し、来年秋の運転開始に向け、今後も各関係機関と協議した中で、事業の推進を図つて参りたいと考えております。

審議した案件

条例の制定

◆寿都町地区会館設置条例の制定……………原案可決

各地区の会館は、これまで公民館の分館的な役割や、地域によっては、漁民

に替わる湯別会館の新築に伴い、集会施設としての地区会館整備が整ったことから、地区会館設置条例を定めるものです。

単行議案

◆公の施設の指定管理者の指定……………原案可決

ようてい農業協同組合管内10町村の構成により、真狩村に設置した「土壌改良資材製造施設」の指定管理に關し、引き続き「ようてい農業協同組合（代表理事組合長 八田米造）」を指定。（5年間 H23・2・1（H28・1・31）

補正予算

◆平成22年度一般会計補正予算（第7号）…原案可決

予算総額に、2千91万3千円を追加し、総額を50億6千277万5千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（減債管理基金など2件の基金の積立）

1千92万5千円増

・民生費（老人福祉施設措置費、介護保険事業特別会計への繰入金）609万円増
・衛生費（細菌性髄膜炎予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチン接種助成）

278万6千円増

◆平成22年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）……………原案可決

予算総額に、3千364万2千円を追加し、総額を4億2千225万2千円とするものです。

●補正の主なもの

・保険給付費（居宅・施設・高額介護サービス給付費）

3千364万2千円増

◆平成22年度簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）……………原案可決

予算総額に、50万円を追加し、総額を1億6千57万7千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（政治ポンプ場水位調整弁取替工事）

50万円増

◆平成22年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………原案可決

予算総額に、115万2千円を追加し、総額を2億5千34万1千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（下水道終末処理施設・シークリーン寿都に係る維持管理費用）

115万2千円増

意見書可決 関係大臣等へ送付

12月の定例会で意見書8件を原案のとおり可決し、関係機関に提出しました。なお、内容を要約して掲載いたします。

TPPへの参加を行わないよう求める意見書

11月9日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」において、「関係国との協議を開始する」とした環太平洋連携協定（TPP）は、関税が原則100%撤廃であり、我が国の農業と大きな格差がある米国や豪州といった国を含む複数国との交渉となり、しかも、参加に当たってはこれらの国の同意が必要などから、高いハードルを課せられる交渉環境にあるなど、我が国のこれまでの国際交渉の基本理念とは大きく異なるものと考えます。

仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない交渉となった場合は、本道農業ですら、米国や豪州と比べ土地や社会条件等が大きく異なることから、その格差は関係者の構造改革努力では埋められず、地域社

会が崩壊することが懸念される。

農業

をはじめとする本道の基幹産業が将来にわたって地域を支え、着実に発展していくため、国の包括的経済連携の推進等に当たっては、次のとおり確固たる姿勢で交渉に臨むよう強く要望する。



1 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念として、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農水産業・農漁村の振興などを損なわないよう対応すること。

2 TPPを含め包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目、並びに主要水産物を関税撤廃の対象から除外すること。

3 道民合意がないまま、

関税撤廃を原則とするTPPへの参加を決して行わないこと。

（提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）

政府のEPA基本方針に関する意見書

北海道漁業は、かつてない厳しい状況に追い込まれており、これ以上の輸入自由化は漁業のみならず、加工・流通業をはじめとする地域社会の崩壊を招くものとなる。

また、水産物の貿易自由化は、世界の水産資源の管理にも重大な影響を与えるものであることを政府は認識する必要がある。

国民に対する水産食料の安定供給の確保や国境監視をはじめとする多面的機能の維持増進、更には、世界



的な資源の持続的利用体制の確立のため、国の包括的経済連携の推進にあたっては確固たる姿勢で交渉に臨むべきである。

1 例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加に断固反対すること。

2 政府はこれまで同様、すべての貿易交渉にあたり、主要水産物を重要品目として、関税撤廃の対象から除外すること。

3 無秩序な水産物貿易の自由化が世界の水産資源の乱獲を助長し、枯渇に向かわせることのないよう、漁業先進国である我が国のリーダーシップを発揮すること。

（提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）

政府のEPA基本方針策定に関する意見書

北海道農業は、今日のWTO・EPA交渉による国際化の進展、国際的な食料需給の逼迫や価格の不安定化、肥料や飼料をはじめとする生産資材価格の高止まりなどにより、農業・農村を取り巻く状況は大きく変化し、主業的な農業経営の

持続的発展が懸念される状況にある。

そのような中、政府はEPA基本方針（包括的経済連携協定に関する基本方針）を策定し、参加の判断は先送りしたものの、関係国との協議をすることとしている。

が、我が国の食料安定保障と両立できないTPP交渉への参加を認めることは出来ないもので、EPA基本方針の策定に当たっては、これまで同様、我が国の食料安定供給への重要な役割を担うという使命感に立ち、北海道農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な北海道農業の確立を図るよう要望する。



1 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念として、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、TPP交渉の不参加も含め、食の安全の確保、食料自給率の向上、農業の多面的機能の発

揮、国内農業・農村の振興を損なわないよう対応すること。

2 包括的経済連携協定においては、食料・農業・農村政策を重要な国家戦略として位置付けている食料・農業・農村基本計画の趣旨を踏まえ、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、豚肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外し、適切な国境措置を確保すること。

（提出先：内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣）

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

6月22日政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としている。

地方運輸局は、国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方におけ

る交通・運輸にかかわる行政を行っている。

自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあつては、自治体よりも国の方が効率的・効果的に担えるものと考える。

従つて、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となつて行政を実施することは勿論、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実が必要である。

1 住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任を持つて直接実施すること。

2 住民のための交通運輸行政を確立するために国の出先機関である地方運輸局を充実すること。

3 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために運輸支局を拡充すること。

(提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣)

住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書

の役割が重要となつていく。

国民・住民の安心・安全を守るため、行政体制を拡充することが求められており、公務員の果たすべき役割は拡大しているが、日本の公務員数は先進諸国と比較して、著しく低い水準にあることは周知の事実であり、更に国家公務員には連年の定員削減と行政改革推進法による定員純減の施策が行われ、公務職場は慢性的な人員不足で行政サービスに支障をきたしている。

安心・安全のセーフティーネットを再構築するため、公務職場に必要な人員を確保することが必要である。

国家公務員の定員削減計画や国の出先機関及び独立行政法人の原則廃止・地方移管・民営化等を行わず、行政サービスを拡充するよう求める。

1 「地域主権改革」の名の下に国の責任放棄によつて行政サービスの低下を招くことのないようにすること。

2 国の出先機関改革にあつては、廃止、地方移管を前提としないこと。

3 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を

図るため必要な人員を確保すること。

4 独立行政法人の組織及び事業の廃止、民営化等は行わないこと。

(提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣)

地域医療と国立病院の充実を求める意見書

医師・看護師不足や公的病院の縮小・閉鎖によつて、救急患者の受け入れ先がない等、地域医療が崩壊しかねない事態が全国で生じている。

国立病院は、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしている。

しかし、政府は、「独立行政法人の原則廃止」を掲



げ、4月に行われた「事業仕分け」では、国立病院に対して「非効率」病床の削減など、更なる「経営合理化」を求める意見が出され、「事業規模の縮小、他の公的病院も含めた再編成の検討など」の取りまとめがされたものであるが、命や暮らしにかかわる公共部門を乱暴に切り捨てることは許されない。

いつでも・どこでも・だれでも、安心して医療を受けることが出来る体制づくりは住民の願いであり、地域医療と国立病院の充実を求める。

1 国立病院を縮小・廃止、民営化することなく、充実強化を図ること。

2 国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保すること。

3 国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保すること。

(提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣)

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人手不足になっている。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切であり、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしている制度とするよう、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を求める。

1 ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2 医療、社会保障予算を先進国(OECD)並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。

3 国民(患者・利用者)の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

(提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣)

道立衛生学院の存続を求める意見書

道立衛生学院の廃止の方針が打ち出されている。

道立衛生学院は、准看護師が正看護師の資格を取るいわゆる「進学コース」をはじめ、保健師養成、助産師養成など、看護職員養成に欠くことのできない重要な施設であり、衛生学院の廃止は、道内の看護職員確保に多大な影響を与えることは明らかである。

また、医師・看護師が都市に集中する中、地方自治体ではもつと深刻な状況におかれ、「安心して生み育てられる北海道」を創るためには、医師・看護職員等、医療従事者の確保を財政措置も含めて道が率先して行うべきものである。

1 北海道内の看護職員等医療従事者確保に寄与している道立衛生学院を存続させること。

2 保健師養成課程及び看護師2年課程(通信制)の学生募集を再開すること。

(提出先：北海道知事)

ここが聞きたい

一般質問

第4回定例会での一般質問では3名の方から4項目について質問がありました。

岡部 武 議員

保険 国民健康保険の広域化について



■質問
厚生労働省は都道府県に対して、国民健康保険の広域化によって「保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化などを行い、一般財源の繰り入れを出来る限り早期に解消する」ように求めています。

国民健康保険の広域化で運営主体が都道府県とすのか、広域連合とするか、まだ未定ですが、北海道では既に「国民健康保険広域化等支援方針」を作成し、道に一本化する方向で進めています。この広域化は後期高齢者医療制度に組み込まれた「保険料の負担増が嫌なら医療費を抑制しろ」という仕組みを国民健康保険

加入者の全年齢に拡大するものです。広域化の理由として国民健康保険の財政難が挙げられていますが、その最大の理由は国民健康保険財政全体に対する国庫支出金が1980年代の約50%から現在の約25%まで半減させてきたことです。これを抜きにしては広域化しても国民健康保険の財政難の解決にはなりません。その上、一般財源からの繰り入れをやめれば国民健康保険財政を一層困難にし、保険税値上げと払えない人の増加という悪循環を招くということとは必至ではないでしょうか。

ここで町長の見解を伺いたいと思います。

●町長

後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度を構築するにあたり、年齢による差別的な扱いを解消するため、75歳以上の方も現役世代と同じ国保が被用者保険に加入することとしており、全国で約1千200万人の方が国保に加入すると言われております。この方々を含めた国保の安定的な財政運営を図るためには、一定の規模を有した保険者が必要であることから、都道府県単位で運営する方向で検討が進められているところであります。

国民健康保険制度は、高齢者・低所得者が多く加入しているという構造的な問題を抱えており、これが財政基盤を脆弱なものにしている要因でもあります。広域化してもこの問題が直ちに解決されるわけではなく、財政難を克服する根本的な対策にはなりません。本町のような小規模保険者が単独で実施するよりも安定した運営が可能になると考えております。

また、保険税が広域化によって平準化された場合には、現行の課税状況によって、増税になる市町村、減税となる市町村それぞれあ



ろうかと思いますが、本町の一人当たり調定額は全道平均よりも低くなっておりますので、増税になる可能性があります。しかし、高齢化率の高い本町では、医療費の増高が一段と進むため、単独で実施した場合にも、増税は避けて通れないものであり、その上げ幅は広域で運営したときよりも大きいものになると見込まれます。

国では、広域化を実施するにあたり、保険税の伸びを抑制するための様々な措置を検討しておりますし、本町といたしましてもそれが実現するよう関係機関を通じて要望して参ります。

■再質問

健康保険税というのは受益者負担ではないですよ、国民健康保険というのは国民皆保険制度に基づいて行われるもので、憲法が保障する「健康で文化的な生活」をきちんと保障するために行っているものです。ですから国民健康保険法第1条で国民健康保険を社会保障の制度と規定しています。第4条では国民健康保険の運営責任は国が負っていることを明記して、「国の財政支出の元で基本的自治体である市町村が行う」と、こういうふう

に明記しています。町長自身、本来の国民健康保険制度というのはどうあるべきだと思いませんか。

この点を再度伺いたいと思います。

●町長

健康で文化的な生活、そのとおりだとは思いますが、それでも、確かに国の持ち出しというのはどんどん減ってきているというのも事実です。結果として受益者の負担が増えていくというのも現実であります。ですから再度国に対して、国の責任の負担、これをしっか

りして頂ける様に我々が運動していかなければならないと考えております。

■再々質問

くだいようですけれども、もう1点。

確かに今の国民健康保険制度そのものが非常に矛盾があり、特に小さな町村というのは財政的にも大変だということは、本当に私自身も議員をやつて感じます。だからといって、ゆるくないから道にお願いしたらいいのではないかと思います。というのは、国民健康保険法第4条で市町村が実施するんだと法律で決めているのを投げ捨てることになると思ふんです。その点いかがでしょうか。最後に伺います。

●町長

当然、市町村が実施するということは間違いございませんし、ただ我々の出来る範囲、町の責任において出来る範囲というのは、本町においても保険税だけではありませんけれども、特に高齢者の介護も含めて、予算措置している部分もございいます。やはり財源が有つての、町の思いというものがあるんですが、現実的になか

なかそういかないというの
も、ご理解していただきた
いと思います。とにかく基
本はやはり寿都の住民が寿
都に住んで良かったと思え
ることが、私も基本の理念
において、行政運営をさせ
て頂きたいと思っております。

岡部 武 議員

生活 社会保障について

■質問

内閣の「国民生活に關する調査」によれば、国民が政府に求めている政策の第1位は「医療年金等の社会保障の整備」です。ところが国民が医療や介護の負担に悩み、将来への不安が拭えないのは何故でしょうか。OECDによる加盟30ヶ国調査によれば日本の国内総生産に対する公的社会保障支出の割合は平均を下回る20番目です。日本の国内総生産は世界第2位、或いは第3位のはずです。

経済規模に比べて日本の社会保障が不十分なのは何故でしょうか。1980年以降、もともと貧弱な社会保障給付を自民党政治が更に抑制したためです。その際、大きな柱となった考え

すので、その時その時の財政状況を踏まえながら議員の皆様方と十分協議を重ねて、なるべく住民に負担が掛からないように努力をしまいたいというふうに考えております。

方は給付を受ける人に給付に応じた「応益負担」をさせるという「受益者負担」の考えです。これを一層推し進めたのは小泉内閣の構造改革でした。その結果、社会保障への公的責任を後退させ福祉を市場で買うサービス商品に替え、社会保障費を削減する道を突き進みました。

この道は国民に何をもたらしただでしょうか。医療費の患者負担は健康保険本人は83年度まで、70歳以上の高齢者も81年までは無料でした。今では3割負担です。

高齢者の医療費と高齢者自身の保険料を直結させ「受益者負担」を貫くために導入された後期高齢者医療制度は差別された高齢者の悲しみと怒りに包まれています。また生活に不可欠

な介護を受けているのに高齢者に費用の1割の利用負担を課す介護保険では重い負担を理由にサービス回数や時間を減らす人が多く出ています。障害者が生きるための支援を「益」とみなして原則の1割負担を求めた障害者自立支援法は廃止を約束せざるを得ません。この様に社会保障に持ち込まれた「受益者負担」は安心を遠ざけ、国民の生活と命を脅かしています。ところが民主党政権はこうした方向を改めないばかりか、保育にも市場化と「受益者負担」を導入する動きを強めています。

そこで第1にこの「受益者負担」をどのように考えるか伺います。

国民の安心を確保するために「受益者負担」や市場化、民営化路線を返還する必要があると。後期高齢者医療制度の即時撤廃をはじめ、支払い能力に応じる「応能負担」で国民が必要な給付を受けられるよう、公的な責任を果たす道に進むべきです。失業・貧困・病氣・障害・高齢などは誰でも自らの責任では取り除けない面があります。だからこそ人間の尊厳にふさわしい生活を保障する手段と

して発展したのが社会保障制度です。日本国憲法25条は、全ての国民が「健康で文化的な最低限度の生活」を営めるように社会保障の向上に努めることを国の責務としています。医療や介護や障害者福祉を堅持することを保障するためには国民の負担を支払い能力に見合う「応能負担」にしなければなりません。

そこで第2にこの「応能負担」こそ国民の安心を支え、命を守ることに必要と思いますが、その点をどのように考えるか伺います。

さて、社会保障のために国の財政がパンクしてしまふという宣伝は本当なんだろうか。国の財政は何のためにあるのでしょうか。日本国憲法25条でいう「健康で文化的な最低限度の生活」は国民の何人にも全面的に保障されなければならぬものです。最低限の水準は予算の有無によって決定されるものではありません。政治の究極の目的は国民が健康で文化的な生活の保障です。税金の中からそのための予算を真つ先に確保することが憲法の定める国の責任であるはずで、ところが自民党政治は長期にわたって社会保

障を痛めつけ、大型公共事業や軍事費の浪費を続けてきた結果、国の財政危機を招きました。社会保障費の削減により、将来不安の拡大は内需を冷え込ませ、経済成長をストップさせ、財政赤字を拡大する重大な原因となりました。社会保障費を本格的に充実する方向へ舵を取ることは内需主導の安定した経済成長を実現し、財政危機を打開する上で欠かせない条件ではないでしょうか。そのため

の財源は十分に生み出せます。現在日本では大企業が負担する税、社会保障料の合計額は低く、ドイツの8割、フランスの7割に過ぎません。大企業・大金持ちの優遇税制の是正や、軍事費の無駄削減などで7兆から8兆円が財源確保できます。それを長期的な財政再建に当てつつ、社会保障など暮らしのために使って日本経済の成長を軌道に乗せるならば、更なる税の増加は見込めます。国民の暮らしを最優先する政治の転換は経済と財政に明るい展望を切り開く唯一の道であります。

そこで第3に「赤字だから社会保障費の削減もやむなし」ということでは財政

危機を打開出来ないと思うが、その点についてどのよう考えるか伺います。

そして最後に社会保障というものは本来どうあるべきかと考えるか町長に伺います。

●町長

社会保障制度は、全ての人が健康で安心できる生活を営むために、社会全体で支え合う仕組みとして必要不可欠なものであります。が、少子高齢化や長引く景気低迷など、社会情勢の変化に伴って社会保障に求められることも変化してきておりますし、その費用も急速に増大しております。

社会保障を賄う財源は、公費・保険料・受益者負担が主なもので、各自の負担能力に応じて負担しあう相互扶助が基本であると考えておりますが、費用の増大に伴ってそれぞれの負担額が過大になっていると感じております。

また、国は財政危機を理由に聖域なく予算削減をしてきた経緯もありますが、国の責任においてしっかりと財源を確保し、必要な予算措置を講ずるべきと考えます。

冒頭にも述べましたよ

うに社会保障は、全ての人が健康で安心できる生活を営むためのものであり、将来への希望を抱けるものでなければならぬと考えますので、現在の水準を切り下げることなく、質・量ともに拡充し、豊かな福祉社会を構築できるよう要望します。



越前谷由樹 議員

観光 広域連携による観光・産業等の活性化について



■質問
地元の資源や名産品をPRしたり、販売する為には何かのきっかけや人が集客する何らかの要素がなければなかなか難しいものがあります。

今まで本町も観光・産業面の各種イベントを開催したり、札幌など都会での広域イベントに参加したり観光・産業の活性化を図る為、工夫・努力をしてきました。しかしながらイベントや祭り等は、一過性なものであり短期間の活性化は図られますけれども長期間、継続することは限界があります。

さて、南西沖地震以来、国道229号線の交通量は激減し、景気の低迷に呼応し

てか、観光バスの定期便もなくなり夏の海水浴シーズンには観光客は増えるものの、以前の様な日本海沿岸をメインとした追分ソーランライン観光の盛り上がりは淋しくなっている様に思っています。

道の駅に目を向けますとこうした交通量の減少からか、本町や島牧村の道の駅の利用者も大変少ない状況にあり、対照的に国道5号線沿いの黒松内町の道の駅の賑わいとは極端な状況にあります。

数年前に、3・7会議（3支庁：「後志・渡島・檜山」、7ヶ町村：「寿都町・島牧村・黒松内町・長万部町・今金町・旧北松山町・旧瀬棚町」等、広域の観光・産業面の交流がありました

が、現在この種の会議や活動は、どの様になっておりますか。

これからの観光・産業の活性化は、1町村単独で行うより、こうした広域連携により、同じエリアの町村同志で取組む方が、より効果的で強固な関係が生まれ、地域の発展につながるのではないかと思います。

以上から、次の点についてお聞きます。

1 南後志3町村（寿都町・

島牧村・黒松内町）連携による観光・産業面の活性化について、町長はどの様に考えておりますか。

2 平成21年11月7日に黒松内インターチェンジが開通しましたが、これはわが町や南後志3町村のこれらの観光・産業を発展させる良いきっかけであり、大きなチャンスであると思います。

以前、国では「21世紀を切りひらく緊急経済対策」



として物流基盤整備の促進施策に高速道路のインターチェンジ周辺のサービスエリア・パーキングエリアの活用や施設の整備を推進していました。国も政権交代により、こうした施策がどの様に継続されているのかお聞きします。また、そうした施策を踏まえ、南後志3町村が協力してサービスエリア等、観光・産業発展の起爆剤となり得る施設を整備・活用し、3町村の広域連携による地域の活性化を図るべきではないかと思いますが、町長の考えをお聞きます。

●町長

広域連携による観光・産業面の活性化についてであります。観光はさまざまな分野・地域に波及効果をもたらす潜在力を有しており、地域振興の観点からその可能性を引き出し広げるため、行政・民間・町民をはじめ多様な連携の方策を追求していく必要があります。

人口減少時代に入っている中で、地域を活性化させるためには交流人口を活性化させなければならぬ、地域経済への波及を考えたときに観光消費額、いわゆ

る外貨の獲得により経済への恩恵を受けることこそが観光振興の意義であると考えております。

現在、行われている地域に根付いた産業イベントは一過性という一面もありますが、地域の持つ「地域力」を再発見・再構築するため、まちづくりの一つの方策でもあり、まちの個性を町外にアピールし、町民へのまちの愛着や誇りを培う重要な役割を担っており、地域の経済や社会的に大きく貢献しているものと認識しているところであります。

また、昨今の経済情勢や様々な社会的不安から、安全・安心、癒し、感動などに對する欲求が高まっている中で、従来の「観賞型観光」は低下傾向にあるといわれており、それぞれの関心やテーマを大切に観光交流の性格を強めており、特に自然の恵みの享受に對するニーズが高まりを見せております。

そうした背景の中で、地域の持つ資源をいかに活用するかというソフト戦略として、現在、本町において「体験漁業」を「産業観光」として捉え、近年においては定着した観光メニューの一つとなっており、道内外



より多くの子どもたちが地域の産業を体感しているところであります。

さらには、交流人口の増加や地域を元気にする一つの手段として、「食の魅力」は大きな可能性を秘めており、創ることのできる観光資源として「食」をテーマ

に町内各経済団体と連携協力のもと、来年度の事業化に向けて現在取り進めているところで、地域経済に大きく貢献するものと期待しているところでもあります。

観光振興は、「地域の光を観ること」を目的とした「集客」「交流」と幅広く捉

えているところで、地域の魅力ある資源を活用した集客・交流を通じて、最終的に地域住民のすみよいまちづくりに繋げていくことにほかなりません。

このように、地域における現状と課題を整理した中で、今年3月に策定しました「第7次総合振興計画」の基本計画の中でもお示ししておりますとおり、地域におけるそれぞれの事業の確立を図りながら、複合的に戦略をもって観光推進を図っているところでもあります。

近隣町村との連携についてであります、それぞれの町村には町村固有の資源や魅力を有しております。

観光客の求めるレベルはこれまで以上に高度化しつつあり、観光客に対して単一の自治体で魅力や満足感を与えることは限界があることは当然のことであります。

これまでも必要な連携を図っているところでありますが、近隣町村との「道の駅」や「温泉施設」の施設間交流、さらには大学や民間事業者との人的交流など、話題性や魅力の向上を図るための情報交換を行い、ソフト戦略を重視した

中で、振興策の立案・実行を行っているところであります。

また、国においては少子高齢化が進み総人口の減少期をむかえるなかで、定住人口に限定したまちづくりから交流人口を対象としたまちづくりへの変革を目指すことを打ち出しており、その具体的な方策として、観光立国推進基本法が平成18年12月に議員立法により成立し、平成19年1月より施行され、観光庁の設置など観光立国の実現に向けた取り組みが始まりました。

観光は21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置づけられております。

これまで以上に地域力のレベルアップを優先的課題としながら、観光資源を有機的に活用することが求められておりますので、国の制度を活用した中で、競争力の高い魅力ある観光、産業発展を視野に入れ、より一層の連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

■再質問

只今、町長から詳しく細部にわたって、本町の観光産業の活性化について述べ

て頂きましたが、なかなか3町村の広域連携については、内容についてあまり深く述べておられなかったように感じます。

そこで1点目でありますが、私は1町村より3町村がまとまって南後志の観光、それから土産物だとか、産業を売り込むべきではないかと思えます。どんな方法が良いかは3町村が話し合って決まる訳であります、前向きな場といえますが、機会をつくって行くべきであり、出来れば町長が率先して強いイニシアチブ（発言権）を持って3町村の取りまとめを図るくらいの行動が必要ではないかと思えますが、お伺いします。

2点目の高速道路の関係であります、国の大きな政策について述べられましたが、具体的なことはまだ決まっております。高速道路のサービスエリア等の施設整備、活用に国の許可や承認などが必要であり、簡単に進むものではありませんが、3町村が協力し合って南後志地域の観光産業の発展という共同の目的で進んでいける良いチャンスではないかと思えます。また、このことが漁業や農業の発展等、今の停滞した

各種民間企業の状況を向上させるような、活性化させることにもつながるのではないかと思います。

黒松内・小樽間の北海道横断自動車道については余市・小樽間が平成30年度に供用開始されます。また黒松内・余市間については、現状では計画段階評価の試行と聞いております。この高速道路の開通前にサービスエリアを整備することは何度も言いますが、南後志の活性化、強いてはわが町の発展に大いに寄与するものだと思いますので、再度こういった点について、町長の考えをお聞きます。

●町長

3ヶ町村の連携ということで今一つとして、ブナを題材に3ヶ町村の有効利用、また連携をどうして行ったらいいだろうという協議はしております。ただこのブナというのは、現在先行して黒松内がやっているのと、ブナの面積からすると島牧が大きな面積を有している、その中で地域ごとの特性というのが海の町とまたブナ林を持っている町とは全然内容が違っておりまして、これをどういうふうにつなぎながら地域

にお金を落としていってもらうかという部分は、これから3ヶ町村で協議する必要がある、という段階の中で、具体的にどうする、という話にはまだなっていない、丁度スタートラインに乗った状況ということでご理解願いたいと思います。

その中で当面連携できるのは、道の駅や温泉など各々の町の産物があり、ますので、お互いの産物を協力し合って、売っていくことも視野に入れて行きたいと考えております。また現在、一部の商品はやっておりますけれども、積極的にまだやっていない部分については、今協議をしているところでもございます。

また2点目の高速道路の関係でございますけれども、私は、開通前にサービスエリアの利用というものをも有効活用すべきではないかという、越前谷議員の考え方も有るでしょうけれど、その前に先程申しました、3ヶ町村の連携、現状の町の良さや資源を先行的に有効活用していくべきで、サービスエリアの関係については、これから高速道路整備での余市・黒松内間が良い方向で進んでいるようであれば、完成ま



医療

人工透析は可能か

山本 喜彦 議員



では、まだ相当年数がかかると思います。その中で10年、或いは20年後になるかもしれません、その時

■質問

人工透析は可能かとのタイトルで質問します。

今日、糖尿病の合併症として、腎臓機能障害等を併発し、人工透析を余儀なくされた方が微増していると聞いています。

人工透析は、その症状によって、個人差はあるようですが、週に2回ないし3回、時間的に2時間から4時間が必要とされているようです。医療費については、1回につき個人負担が1万円弱と聞いていますが、年間を数えると、週

点で考えてもいいんじゃないかというふうに私は理解しているところでございます。

2回にしても104回という大きな数字になります。個人の負担としては月1万というところで年間12万の負担ではありますが、かなり大変なことです。

特殊な医療ですから、医療機関も限られましょう。後志管内において12箇所程度、保健所管内には3医療機関あると聞いています。

本町においても、2人ないし3人の方が本人人工透析を行っているようです。

特殊な医療ですので、通院するとすれば、透析後、自分では運転できず、家族又は第三者の手助けが必要であり、透析の頻度から、近くに医療施設を希望するのは至極当然のことでありましょう。

近くの医療機関としては、倶知安、岩内、八雲にあります。某機関では、町立であるために、町内患者を優先しているとの風評

も聞かれます。ということであれば、自ずと、我が町にもあつてよいのではないかという感情的な気持ちになるのも当然でありましょう。

寿都診療所については、一義的に、第一医療を主としていることは承知していますが、機器を設置し、要望に対応するという考えは、現状として大変困難であります。近い将来にわたって可能なのかどうか、お尋ねします。

●町長

人工透析は、腎不全に陥った患者が尿毒症になるのを防止するため、腎臓の代わりに透析装置で血液のろ過をするのが、人工透析療法であります。

1回に4時間から5時間の時間を要し、週に3回程度行う必要があります。

この人工透析を行っている医療機関は、後志管内では、小樽市に9医療機関、倶知安保健所管内で3医療機関、岩内保健所管内で1医療機関、あわせて13医療機関となっております。

この人工透析を寿都診療所で行つてはどうか、この質問でございますが、実施するに当たり、まず第

1に人工透析について専門的な知識や技術を有する医師、例えば、泌尿器科医・腎臓内科医や専門の看護師、また、透析療法について精通した透析技術認定士の確保。

第2に人工透析を行うための機器の整備や透析を行うための場所の確保など、実施するためのハードルは高く、本診療所で人工透析を実施することは非常に困難であると考えます。

今後は、人工透析をしなければならぬ患者の原疾患の一番多いのが糖尿病性腎症であることから、町としても今以上に様々な機会を通じて、保健師や栄養士と医療スタッフが連携し、住民に対する糖尿病の予防に力を入れてまいりたいと、考えております。

■再質問

今、答弁で大変ハードルが高いと聞きまして、ご説明の中で医者を始め、看護師に到るまで大変専門的な技術を要するということ、更に、機器について調べてみましたら1台5、6千万するようであり、さすが実態を見ますと、親戚の家に間借りをしたり、アパート、借家して

いるという現実もあり、大変容易でない事態であると聞いています。

一つの考え方として、本町と隣接する3箇町村、島牧、黒松内、蘭越これら

の町においても、本町のような同様の事態を抱えていると想定されます。それぞれ町村には医療機関もありますが、広域的に対応することはできないものか。医療は不採算が原則との表現も有りますが、需要も高いと思います。本人はもとより、留守をしている家族の心理的負担の軽減から、近くにあって欲しいと望むの

は当然だと思えます。そこで広域的なところを研究又は検討していただけないのか、再度質問します。

●町長

まず寿都診療所の一番の目的というのは、議員の皆様方もご承知のことと思いますが、一次医療機関として、幅広く多くの患者さんを診るということで、専門的な分野については即刻、第2次、第3次医療の方へ送り込んでおります。その中でも、普通交付税、特交、道の赤字補填が無くなつた時点でも5千万前後、町の持ち出しが出てくるということとはご理解いただけていると思いますが、ただ全体的な医療を考えたとしても、しっかりと一次医療の機能を全うすることが住民に対するサービスであると考えており、それ以外の専門的な部分については大変申し訳ございませんが、現状では出来得ないのと、広域連携でも出来ないということでご理解願いたいと思います。



平成21年度 各会計決算認定

平成21年度の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、10月28日の第4回臨時会において提案され、議員全員による「決算特別委員会」を設置し、審査を行うこととして、11月25日、26日の2日間に行われ、決算特別委員会が審議を行い、12月21日開催の第4回定例会において、中里委員長から「各会計とも決算を認定すべきものと決定した。」との報告がなされ、本会議において次のとおり認定されました。

（賛成9 反対0）

◆平成21年度寿都町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算……………認定

（賛成9 反対0）

◆平成21年度寿都町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算……………認定

（賛成9 反対0）

◆平成21年度寿都町風力発電事業特別会計歳入歳出決算……………認定

（賛成9 反対0）

◆平成21年度寿都町一般会計歳入歳出決算……………認定

（賛成9 反対0）

◆平成21年度寿都町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定

（賛成9 反対0）

◆平成21年度寿都町老人保健特別会計歳入歳出決算……………認定

（賛成9 反対0）

◆平成21年度寿都町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………認定

（賛成9 反対0）

◆平成21年度寿都町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……………認定

算執行を行っている。

（3）次の事項については十分検討され、行財政の円滑な運営が図られるよう強く要望する。

ア 町税全体で税額においては、対前年比で1千458万円の減（△0.7%）、収納率は89.68%である。

収納未済額は前年より56万円増加の2千817万円で、依然として多額の未済額となっている。

北海道との共同徴収も一定の成果をあげており、さらに連携を密にするとともに、滞納者が固定化の傾向にあることから、町民への納税意識の啓蒙を図り、徴収強化を一層進め、財源確保に努めていただきたい。

また、税外の負担金、使用料及び手数料、財産収入の未済額合計では574万円となっており、税負担の公平化と自主財源確保のため、歳入全体として収納率の向上に努力していることは認められるが、今後とも積極的に収入の確保に努力されたい。

税外を含めた町税全体の収入未済額は昨年度より減少しているものの、不納欠損額として整理されたことも一つの要因となっており、このことが単に徴収不納というだけの適宜の認定で整理されることがないよう、今後とも税法等に基づき適正な事務処理に当たられるよう要望する。

公債費の償還額は3億9千111万円で歳出総額の7.8%を占めている。

年度末の地方債残高は56億5千946万円で、前年に比較し2千850万円増加していることから、借換債の実施など可能な限り財政指数の悪化を防止することともに、事業の執行に当たっては、将来の財政状況を踏まえ、効率的な運営を図り、行財政の健全化に努められたい。

イ 国民健康保険事業特別会計に係る実質収支額は1千417万円で、前年度に引き続き黒字決算となっている。

保険税の収入未済額は5千647万円で前年より47万円減少しているが、依然として多額であり、滞納・未納額の解消とともに、不納欠損額についても、一般会計と同様、適正かつ慎重な対応に努め、引き続き積極的な指導と啓蒙に努められたい。

被保険者の健康管理等の諸施策をより積極的に導入しているが会計の健全運営は容易でなく、1会計独立の原則に立ち、なお健全化に向け努力されたい。

国民健康保険事業基金については、目的、運用等が明確にし、町民の理解が得られるよう適正な処分を図られたい。

ウ 老人保健特別会計については、平成20年3月で制度が廃止されたことに伴い、それまでの過誤調整された医療費の清算、並びに平成20年度事業に係る国・道の医療費負担金の過年度返還金であり、予算計上科目により適正に執行されていた。

エ 後期高齢者医療特別会計については、平成20年度にこれまでの老人保健制度に変わる高齢化社会に対応した医療を確立するものとして後期高齢者医療制度が創設されたもので、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が主なものである。

歳入全体で4千955万円となっており、そのうちの64%が保険料である。

制度に対する住民の関心は高く、新制度施行までの間は現制度が継続されるので、北海道後期高齢者医療広域連合と充分な連携を図

り、適切な処理に努められたい。

オ 介護保険事業特別会計については、制度創設から10年が経過し、制度の定着が図られてきているものと思われる、介護認定者及び介護サービス利用者も前年度に比べ増加しているの、引き続き制度の周知や介護サービスの啓蒙活動並びに介護予防を積極的に推進するとともに、本会計の適正かつ円滑な事業運営に当たられたい。

なお、施設入所を求める要介護者も多いことから次期の計画に向け、国や関係



機関との連携を強められた
い。

また、介護保険料の収入
未済額が58万円で、前年よ
り12万円減少しているが、
対象者に保険制度の趣旨を
理解させ、未納の解消に努
められたい。

力 簡易水道事業特別会計
については、一般会計や水
道基金からの繰り入れもあ
り、各種の事業は円滑に運
営されている。

なお、水道使用料の収入
未済額は、前年より51万
円の減となっているものの
192万円と依然として多額で
あり、その解消になお一層
努力されたい。

今後においても施設維持
等の面から、有収率に留意
し公債費の償還等の財政面
を含め、健全な事業運営に
当たられたい。

キ 公共下水道事業特別会
計については、年度未加入
率78・21%と前年度より0・
98%の微増であるので、今
後とも加入率の向上に努め
るとともに、施設の適正か
つ円滑な運営並びに健全な
財政運営に当たられたい。

また、分担金及び使用料
の未済額は120万円で、前年
より123万円の減となっており、
簡易水道使用料とあわせ
て収納の向上に努力され

ているが、事業に対する加
入者の理解を十分得て、収
入未済額が生じないよう最
善の努力をされたい。

ク 風力発電事業特別会計
については、売電収入が夏
場の風力の低下により前年
に比べ約820万円減少したも
のであるが、「寿の都風力
発電所」及び「風太風力発
電所」から得られる収益は、
地域振興に重要な役割を果
たしていることから、今後
とも万全の体制で施設の運
営管理に努められたい。

■行政に対する総括意見

平成21年度においては、
地方交付税の増額や地域活
性化・経済危機対策臨時交
付金等により基盤整備や新
たな事業が行われたが、今
後においては国の財政状
況並びに本年度実施の国勢
調査の結果により国からの
財政支援の増額は期待でき
ず、基金や一般財源への依
存度が益々高くなっている
ため、事業執行に当たっ
ては、更なる効率的な運
営を図り、行財政の健全
化に努められたい。

また、前年度よりも実
質公債費比率、将来負担比
率はそれぞれ減少しており
早期健全化基準を下回って
いるが、将来負担比率が後

志管内で高い位置にあるの
で、これらの点を十分に踏
まえ、適正な財政運営を望
む。

なお、当委員会では各委員
から発言のあった事項につ
いては十分考慮の上、今後
の町政の円滑化に努められ
たい。

平成22年 第4回臨時会

平成22年第4回臨時会は
10月28日に招集され、会期
を1日と定め、単行議案2
件、補正予算1件を審議す
るとともに、平成21年度各
会計（8件）の決算認定に
ついては、議員10名全員に
よる決算特別委員会に付託
し、同日閉会しました。

審議した案件

単行議案

◆寿都温泉ゆべつのゆ
改修工事請負契約の変更
..... 原案可決

平成22年6月22日に議決
した工事請負契約につき、
機械設備の仕様変更や、浴
室天井等の下地構造の変更
などにより、設計変更が生
じたため、請負契約を変更
するものです。

・変更前の金額

特に平成21年度は国の対
策があったものの、補正も
含めて相当大きな事業を実
施され50億からなる予算の
執行については理事者並び
に職員が丸となり相当頑
張ったものと評価する。

1億8千272万5千200円
・変更後の金額
2億1千498万7千500円
（設計変更による増額
3千226万2千300円）
（契約の相手方 株式会社
銭高組北海道支店）



◆風太風力第2発電所建
設蓄電池設備工事請負契約
..... 原案可決

新たな風力発電施設の電
圧変動対策として必要な蓄
電池設備に係る請負契約で
す。工事は債務負担行為に
より2カ年で行うもので、
平成22年度は蓄電池設備等
の分岐盤の製作、23年度は
鉛蓄電池製作及び据付工事
となるものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

4億9千654万5千円

・契約の相手方

茨城県日立市幸町

3丁目2番2号

株式会社 日立エンジ

ニアリング・アンド・
サービス
代表取締役 瀧澤照廣

・工期
平成23年12月15日

補正予算

◆平成22年度一般会計補正
予算（第5号）：原案可決
矢追町に来年年度建設予
定の公営住宅実施設計費
や、7月末に発生した大雨
による河川災害復旧費など
を追加するもので、予算総
額に、3千180万円を追加し、
総額を50億4千186万2千円
とするものです。

○補正の主なもの
・総務管理費（役場庁舎改
修工事費） 500万円の増

株式会社 日立エンジ

・住宅費（公営住宅建設実
施設計委託料）

850万円の増

・公共土木災害復旧費（河
川災害復旧工事費）

1千700万円の増

◆平成21年度各会計決算認
定（決算特別委員会へ付託）

平成21年度一般会計及

平成22年 第5回臨時議会

平成22年第5回臨時議会は
11月26日に招集され、会期
を1日と定め、条例の一部
改正1件、補正予算5件を
審議し、同日閉会しました。

審議した案件

条例の一部改正

◆職員給与に関する条例
の一部改正……原案可決

（挙手採決 賛成8 反対1）

人事院勧告に伴い、職員
の給料及び期末勤勉手当を
減額改定するものです。

給料

・1級を除き2級から6級
まで平均して0.1%を減額す
るものです。また、55歳以
上で給料表6級に該当する
職員については、更に給料
月額1.5%を当分の間引き
下げるものです。

※ 改定実施時期

び7特別会計の歳入歳出決
算認定が議案として提出さ
れ、議員全員で構成する決
算特別委員会を設置し審議
することとなりました。

決算特別委員会委員長に
中里委員、副委員長に山本
委員が互選されました。

平成23年1月1日

●職員手当

・期末勤勉手当 平成22年
度から現行の年間支給割合
4・15カ月を0.2カ月引き下
げ3・95カ月に減額するも
のです。

※ 改定実施時期

平成22年12月1日

◆平成22年度一般会計補正
予算（第6号）……原案可決

（挙手採決 賛成8 反対1）

給与条例改正に伴う歳出
予算の減額措置であり、減
額分は財政調整基金に積立
するもので、予算総額の変
更はありません。

○補正の主なもの

・総務費

（一般管理費：財政調整
基金積立金）

577万1千円の増

（職員給与費：給料・職

員手当・共済費）

526万7千円の減

◆平成22年度国民健康保険
事業特別会計補正予算（第
2号）……原案可決

（挙手採決 賛成9 反対0）

入院重症患者の発生等に
より高額療養費を増額する
もので、1千549万円を追加
し、予算総額を5億1千137
万1千円とするものです。

○補正の主なもの

・保険給付費（高額療養費）

1千549万円の増

◆平成22年度介護保険事業
特別会計補正予算（第3号）

……原案可決

（挙手採決 賛成8 反対1）

これも一般職員の給与
改定に係るもので、現行
予算から22万3千円
を減額し、予算総額を

人事院勧告に基づく一
般職員の給与改定に係るも
ので、現行予算から17
万円を減額し、予算総額を
3億8千861万円とするも
のです。

●補正の主なもの

・地域支援事業（包括的ケ
アマネジメント事業費）

17万円減

◆平成22年度寿都町簡易
水道事業特別会計補正予算
（第3号）……原案可決

（挙手採決 賛成8 反対1）

これも一般職員の給与
改定に係るもので、現行
予算から22万3千円
を減額し、予算総額を

1億6千7万7千円とする
ものです。

●補正の主なもの

・総務費（一般管理費）

22万3千円減

◆平成22年度公共下水道事
業特別会計補正予算（第3
号）……原案可決

（挙手採決 賛成8 反対1）

同じく給与改定に係る
もので、現行予算から11
万1千円を減額し、予算総
額を2億4千918万9千円と
するものです。

○補正の主なもの

・総務費（一般管理費）

11万1千円減

議会日誌

平成22年10月21日以降

10月

21日 財務行政懇話会（総合文化センター 議員多数）

28日 第4回臨時議会・全員協議会

11月

4日 功労者表彰式（議員多数）



9日～10日 監査委員協議会研修会（札幌市 沢村監査委員）

15日 例月出納検査（沢村監査委員）

16日 後志町村議会議長会臨時総会（東京都 小西副議長）

17日 全国町村議会議長大会（東京都 小西副議長）



23日 寿都神社新穀感謝祭（小西副議長）

25日 決算特別委員会（～26日 2日間）

26日 第5回臨時議会、新エネルギー事業計画特別委員会
（議員全員）

12月

13日 例月出納検査（沢村監査委員）

15日 議会運営委員会（岡部委員長、中里副委員長、
山本委員、小西委員、木村（親）委員）

18日 「いちばし修治」後援会事務所開き（俣知安町 瓜生議長）

21日 第4回定例会（議員全員）

22日 寿都町市街地整備事業報告会（瓜生議長）

27日 南部後志衛生施設組合第2回定例会（瓜生議長、中里議員）

31日 寿都神社除夜祭・歳旦祭（議員多数）

議会の傍聴はお気軽に

3月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは
議会事務局へお問い合
わせください。

（TEL 62-2511）

総務常任委員会町内所管事務調査を実施

総務常任委員会では8月30日に、町内各学校の環境や児童生徒の実態把握及び改築された「食育センター」並びに「こどもふれあいセンター」の管理運営状況について現地調査を行いました。

総体的には所管する各施設とも施設管理運営状況に問題はありません。

寿都小学校・潮路小学校・寿都中学校

各校とも教育の中に本町の自然・産業・文化・歴史などの「ふるさと教育」を取り入れているもので、小・中・高等学校・教育委員会・地域の関係機関との連携を図り、地域をあげての教育活動支援体制が確立されていることは、今後の教育体制の充実のつながるものである。

校舎内外もきれいに整理されており、清掃・維持等の管理面は特に問題ないと見受けられた。また、各校の児童生徒の来客に対する「あいさつ」が非常に良い印象を受けた。



寿都町食育センター

2学期から本格稼動した食育センターは、カラマツなどの地域材をふんだんに使用した建物で、暖房・給湯・調理機器などはオール電化を導入し、従来の施設より調理室や下処理室、洗浄室等も広く、特に衛生面に配慮した施設となっている。

また、今回の改築に伴い、新たに学校給食を開始した高校からも好評との声を聞いている。

これまでも、地元の食材を活用したメニューを取り入れているが、今後も引き続き生産者や納入業者等との連携を強め、地産地消の拡大を目指すとともに、安全・安心な学校給食の提供に努められたい。



こどもふれあいセンター（寿都保育園）

老朽化した保育園に代わり、文化センターの隣に「こどもふれあいセンター」として、子育て支援機能・保育機能を備えた子育ての中心施設が整備され、22年4月から保育業務を開始している。

木造平屋建ての園舎は、地域材を使用し、一年を通して木に触れられるなど自然環境に恵まれ、「幼児期にふさわしい生活」を展開するのに最適な施設である。

内部では、運動に活用できる長い廊下を設け、大きくなった保育室には採光を多く取り入れた窓や園児用トイレを配置するなど、健康的でゆとりのある施設となっている。

さらに、子育て相談や子育てサークル活動の場として子育て広場も配置されており、保育以外に利用が可能となった。

現在、園児は50名おり、明るく安全な施設で健やかに成長している。

少子化の傾向は今後も続くものと思われるが、保育を必要とする子供の養護を第一に、これからも保育園設置の趣旨を全職員が意識を高め、地域に根ざした保育環境の充実に努められたい。

また、子育て支援室の利用拡大にあたり、各種プログラム等の導入を図られたい。



総務常任委員会と産業常任委員会は、合同の所管事務調査として、10月4日から6日まで道内の関係自治体等の研修視察を実施し、調査結果について第4回定例会で木村親志産業常任委員長から報告がありました。

□調査事項

1. 伊達市～マツカワ（カレイの一種）の種苗生産放流事業について
2. 美瑛町～自治体による高齢者福祉住宅の運営について
3. 旭川市～バイオトイレの開発・製造について
4. 帯広市～環境保全・省資源等の取り組みを行っている電子部品生産工場の見学

伊達市（社）北海道栽培漁業振興公社・伊達事業所

【マツカワの種苗生産放流事業について】

- （社）北海道栽培漁業振興公社では、えりも以西太平洋海域（南茅部町からえりも町までの地先沖合海域）における広域的栽培対象魚種である「マツカワ」の種苗生産及び栽培漁業推進のための中核的な役割を担う施設として、平成18年に伊達市長和地区に総事業費、約22億円で「北海道栽培漁業伊達センター」を整備した。

この施設は（社）北海道栽培漁業振興公社が北海道から貸与を受けて「北海道栽培漁業運営基金」の運用益などで管理運営している。

●歴史背景

- ・ 「マツカワ」の水揚げは北海道の太平洋沿岸に集中。
「マツカワ」は北海道の太平洋沿岸に多く棲む魚で、噴火湾から日高にかけてのえりも以西海域で大部分が水揚げされ、最高級の「地ざかな」として漁獲が期待されている。
- ・ 1980年代から放流事業がスタート。
北海道では1980年代から「マツカワ」を増やす取り組みが進められてきた。
1987年には日本で初めて、人工種苗の放流も行われ、98年以降は太平洋沿岸で毎年10万尾前後の稚魚が放流されている。
- ・ 2006年から本格的に放流開始。
2006年には「えりも以西海域栽培漁業拠点センター」が伊達市と日高管内えりも町にオープンして、本格的な種苗生産・放流が始まった。これにより06年以降は100万尾の稚魚が放流され、09年からは年間100トン以上の漁獲が期待されている。

●センターの事業

本施設は、えりも以西海域における漁業振興を図るため、カレイの一種である「マツカワ」を対象魚種として計画された親魚育成・種苗生産・中間育成を行う施設である。

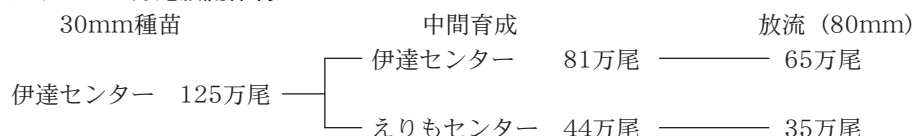
（なお、北海道の太平洋沿岸で集中的に漁獲されるこの「マツカワ」をブランド化するものとして、広く道民の方よりブランドネームを募集したところ、2,585通の応募の中から「王鰈（おうちょう）」に決定され、その名付け親は寿都町在住の方であります。）

また、栽培漁業推進のための中核的な役割を担う施設としても整備されている。

伊達センターでは、毎年3月頃から採卵作業を実施し、ふ化後、3cmサイズになる7月まで飼育し、その後、一部をえりもセンターに移して、8cmサイズまで中間育成する。

放流サイズまで育てられた100万尾の稚魚は、えりも以西海域の沿岸域に放流され、35cm以上の大きさに育つおよそ3年後に漁獲できるようになる。

●マツカワ100万尾放流体制



（施設内の「マツカワ」の様子）

【自治体による高齢者福祉住宅の運営について】

●施設の概要

- ・建設年度 平成19年度
- ・建設地 美瑛町南町1丁目2番25号
- ・構造 木造1階建て 建設面積 727.82㎡
- ・総事業費 1億7千900万円
- ・居室20室(定員20名)、居室面積 19.44㎡(約6坪、12畳)
内訳～生活スペース(台所含む) 12.96㎡(約8畳程度)、トイレ・押入・通路(約2坪、4畳)
- ・台所調理器、給湯、暖房はオール電化
- ・屋外に個別の物置(1坪程度)、共同利用の畑設置
- ・共用のホール、洗濯室(有料洗濯機2台)、浴室(有料、4室)、トイレ(2ヵ所)、管理室、廊下等

●施設の管理

- ・施設は、美瑛町が外部管理者(高齢者事業団)に委託。
施設の維持管理を含めた入居者の日中の管理。24時間の非常連絡によるサポート。
管理者の常駐時間は日中7時間(入居者の各確認、共用部分の清掃等)。
非常時には非常連絡システムにより24時間対応(各部屋に緊急通報システムを設置)。
夜間等は、隣接する「サポートセンターあかり」に委託。

●施設利用料等

- ・施設での費用負担は、1ヶ月約20,000円程度。
(内訳) 使用料(家賃相当額) 5,000円(条例規定)、共用部分(共益費相当額) 2,000円、
その他居室内で使用する電気、水道料(個人負担)、洗濯機・浴室の利用 1回100円
- ・ゴミは指定日に施設専用のゴミステーション(玄関先)に、利用者が搬入。

●住宅の入居対象者

- ・旧福祉寮(S40建設)入居者(12名)については、建て替えに伴う移動となるため優先的に入居。
- ・その他の入居者については、高齢者福祉住宅条例及び施行規則に基づき決定。
- ・「援護を必要とする」独居又は独居しなければならない高齢者が対象。

【意見交換】

- 建設の財源について。→まちづくり交付金と起債で措置。
- 入居者同士のもめ事について。
→認知の症状の方が貴重品不明とのトラブルがあったが、家族の協力を得て処理された。
- 耳が聞こえにくくなり、テレビの音が大きくなる等のトラブルについて。
→管理人を通してボリュームを下げていただいている。
→普段の生活において、個人の荷物は玄関や廊下に置かないよう指導し、共同生活を理解していただいている。
- 1人あたりの月額負担は約2万円程度とあるが、使用料の5千円については収入に応じて変わるものか。
→旧老人福祉寮の使用料が1,500円であったこともあり、年金生活の状況をふまえ、新たな施設においては、他の施設の実態を見て、おおむね5千円と設定した。
→現在、光熱水費が年間約250万円。入居者から月5千円の負担で120万円、不足分について3年間は北海道の地域政策補助金を充当。
- 夜間の出入りについて。
→玄関は夜8時に施錠するが、それ以降については、外出前に話されると隣のサポートセンターで鍵を開けることにしている。朝は7時に開錠。
- 施設における配食サービスの利用について。
→介護保険適用されている方の利用がある。またデイサービス利用者については、そこで利用している。
→隣の小規模多機能施設と同じメニューである。



(外観)



(居室前廊下)

旭川市 正和電工株式会社

【バイオトイレの開発・製造について】

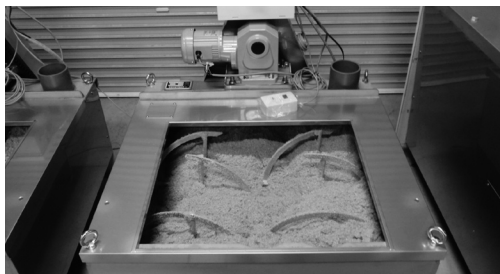
●見学の目的

政治漁港内に、汲み取りが不要で維持管理が軽易な、「オガクズ」を使った微生物分解処理トイレ（バイオトイレ）を設置しており、また22年9月から滝の澗地区において、このバイオ技術を導入した製品による海の磯やけ対策として施肥の製造を行い、その効果を検証するものとしていることから、当バイオ技術の把握や製品構造の理解を深めるため開発の現場を見学する。

- ・見学先 正和電工株式会社
- ・所在地 旭川市工業団地1条1丁目3番2号
- ・主要製品 バイオトイレ、生ゴミ処理機

●バイオトイレ（し尿処理装置）の特徴

- ・蒸発と分解で「排泄物を消滅状態」まで完結処理することが出来る処理装置。
- ・オガクズをスクリーで静かに「かくはん」することで微生物による有機物の分解を促進するものであり、水を使わない、臭いがない、汲取り不要及び肥料等の資源として活用できる等の特徴を有することから、環境にやさしく、水がない山や公園、仮設トイレ等のほか災害時でも使用可能であり、また、介護用にベッドの脇に置けるなど、多岐に渡る範囲での活用が期待されている。
- ・「水」の代わりに普通の「オガクズ」を使う。→ オガクズの特性を活用。
- ・特別な菌は使わない→ オガクズ中に自然に発生する微生物を活用。
- ・トイレ室内は無臭→ 空気の流れとオガクズ効果を活用。
- ・肥料になる→ 蒸発も分解も出来ない無機成分がオガクズの空隙に付着する。
- ・機種が豊富→ 処理能力の違い（家庭、仮設、山、介護、災害、家畜、プラント）。
- ・メンテナンス→ オガクズ交換は1年に2回～3回程度で済む。



（バイオトイレの内部）



（製品説明）

パナソニック電工帯広株式会社

【環境保全・省資源等の取り組みを行っている電子部品生産工場の見学】

●見学の目的

松下電工では各県ごとに1箇所ずつ特徴のある工場を設置しており、パナソニック電工帯広では、省資源、省エネルギー、長寿命などに配慮した環境にやさしい商品づくりを進めていることから製品づくりの現場見学。

- ・見学先 パナソニック電工帯広株式会社
- ・所在地 帯広市西25条北1丁目2番1号
- ・主要製品 電気機械器具部品製造（車載リレー、ATスイッチ、シグナルリレー、パワーリレー等）

●一貫生産システムの導入

- ・車載用リレーを中心に、ATスイッチやシグナルリレー、パワーリレーなどの生産を行っている。
- ・製品の設計、工法設計、設備と金型の設計、工程設計、限りなく良い製品を生み出すまでの行程を一貫して行い、「クオリティ（品質）」「コスト（価格）」「デリバリー（納期）」のすべての面で高水準を保つ努力をしている。
- ・製品開発～3D-CADでの設計シミュレーション解析（応力・動作・熱）、環境にやさしい商品開発（省エネ・省資源）
- ・生産工程技術～製品加工・商品組み立てロボットによる自動化一貫ラインの導入
- ・品質管理～品質評価ISO/TS16949（車載規格）の取得
- ・金型技術～0.2ミクロン単位の加工による超精密加工の実現
- ・製造技術～様々な独自方式技術の導入

西帯広駅周辺の広大な公園緑地内に約22,200㎡の社屋（工場）があり、内部では設計・製品の製造等部門ごとに配置され、製造ラインではロボットやオートメーションにより製品が組み立てられる様子が拝見された。また製造工程においてはコンピューターにより製品管理がなされていた。（工場内撮影不可）



（概要説明）

以上、視察先の取り組みをご紹介しましたが、今回の視察で得られた情報を基に、寿都町の政策課題に意見反映できるよう、今後も委員会としての調査活動を続けて参ります。